

令和7年 第12回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

- 1 開催日時 令和7年10月23日(木) 午後2時 開議
- 2 開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室
- 3 出席委員 教育長 仙石 浩之
 教育長職務代理者 鈴木 亜紀子
 委員 水野 豊
 委員 伊藤 芳博
- 欠席 委員 渡邊 加余子

4 教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

補 職 名	氏 名	出欠
副教育長兼教育委員会事務局長	東山 学史	出
教育委員会事務局教育次長(指導担当)兼教育推進課長兼教育相談室長兼教育支援センター室長	矢野 隆彦	出
教育指導監	高橋 光弘	出
教育総務課長兼文化財保護センター所長	大山 克則	出
教育研究所長	前田 栄治	出
教育推進課主幹	丹羽 紀一	出
食育推進課長兼食育センター場長兼養正小学校近接校対応調理場長兼昭和小学校近接校対応調理場長	渡辺 康之	出

説明のため出席した者

教育推進課 課長代理	南谷 美和
食育推進課 課長代理	水野 隆司

会議を早退した者	なし
----------	----

5 会議の公開、非公開

次の案件を除き、公開

報第28号	多治見市立学校の学校医等の補欠委員の委嘱の報告について
報第29号	いじめ防止対策推進法に基づく重大事態の調査の実施について

6 会議の傍聴人 なし

7 付議案件

付議番号	案 件 名	所管課	結果
議第44号	令和7年度多治見市一般会計補正予算(補正第3号)のうち教育に関する事務に係る部分について	教育総務課	意見なし
議第45号	多治見市大学奨学資金給付規則の一部を改正するについて	教育総務課	原案可決
報第26号	多治見市教育委員会表彰規則の一部を改正するについて	教育総務課	原案承認
報第27号	多治見市ほほえみ相談員の設置等に関する要綱の一部を改正するについて	教育推進課	原案承認

報第28号	多治見市立学校の学校医等の補欠委員の委嘱の報告について	教育推進課	報告
議第46号	多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則の一部を改正するについて	教育総務課	原案可決
議第47号	多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて	教育総務課	原案可決
報第29号	いじめ防止対策推進法に基づく重大事態の調査の実施について	教育推進課	報告

本会議の公開又は非公開の決定	
教育長	これより教育委員会10月定例会を開催する。日程第1「本会議の公開又は非公開の決定について」、事務局に説明を求める。
事務局	「報第28号 多治見市立学校の学校医等の補欠委員の委嘱の報告について」と、追加提出議案である「報第29号 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態の調査の実施について」は、個人情報を取り扱うため、非公開が適当だと考える。なお、非公開案件である、この2案件の審議順を会議の一番最後としたいと考える。
教育長	今の2議案を非公開と決定することに、ご異議ないか。
委員	異議なし。
教育長	2案件を非公開と決定する。

議 事	
教育長	日程第2「議第44号 令和7年度多治見市一般会計補正予算（補正第3号）のうち教育に関する事務に係る部分について」、事務局に説明を求める。
教育総務課長	〈資料により説明〉
教育長	本件につき、「意見なし」としてよいか。
委員	異議なし。
教育長	「意見なし」とする。

教育長	日程第3「議第45号 多治見市大学奨学資金給付規則の一部を改正するについて」、事務局に説明を求める。
教育総務課長	〈資料により説明〉
伊藤委員	最初から、条件が厳しい制度だったのか。
村瀬教育総務課主査	制度開始当初は、そこそこの応募があったが、昨年度に至っては申請者が1人だった。受給資格は得たものの、途中で所得要件から外れて取り消しになった者も何人かいる。岐阜県の最低賃金が上昇していることもあり、所得要件が厳しすぎるのではないかとということで、改正するものである。
鈴木委員	高校卒業後2年以内の人も申請できようだが、大学生にすでになっっていて、今回条件が変わったことにより、今まで条件に合わなかった人が合うようになった場合、申請はできるのか。
山田教育総務課長代理	すでに大学生になっている方は対象外。卒業後2年以内で、来年大学に入学する方は対象となる。
鈴木委員	そういった方へ情報が届くようにしてほしい。
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第4「報第26号 多治見市教育委員会表彰規則の一部を改正するについて」と、日程第5「報第27号 多治見市ほほえみ相談員の設置等に関する要綱の一部を改正するについて」とを合わせ、事務局に説明を求める。
教育総務課長	〈資料により説明〉
教育長	本件につき、承認することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	本件につき、承認することとする。

教育長	日程第8「議第46号 多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則の一部を改正するについて」と、日程第9「議第47号 多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて」とを合わせ、事務局に説明を求める。
教育総務課長	〈資料により説明〉
山田教育総務課課長代理	当初はもっと早い改正時期を予定しており、教育長専決させていただく予定だった。しかし、QRコード決済会社との協議に時間がかかり、教育長専決ではなく、教育委員会会議に諮ることになった。
水野委員	エアコンのスイッチはその場にあるのか。
山田教育総務課課長代理	その場にある。その日の気温により、利用したければQRコードで申請して、支払いをする。
鈴木委員	支払わなければ使えないわけではないか。
山田教育総務課課長代理	使える。それに対応すると、費用が多くかかる。費用対効果を考え、そこまでの対応はしていない。定期的に収納を確認し、支払われていなければ対応する。
教育長	使用料は、燃料等の実費から算出している。
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第6「報第28号 多治見市立学校の学校医等の補欠委員の委嘱の報告について」、事務局に説明を求める。
	《非公開》

教育長	日程第10「報第29号 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態の調査の実施について」の審議は、教育長室で行うこととする。
	《非公開》

閉 会 午後4時00分

令和7年第12回多治見市教育委員会会議の顛末をここに記し、会議録を作成した。

令和7年11月27日 多治見市教育委員会事務局 教育総務課